

●●●●クラブ会則

(名 称)

第1条 この会は、●●●●クラブと称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、●●●●公民館に置く。

(会 員)

第3条 この会の会員は、●●地区に居住する概ね60歳以上の者とする。

ただし、社会活動の円滑な展開を資するため、60歳未満の者の会員の加入を妨げないものとする。

(目 的)

第4条 この会は、会員相互の親睦を図り、知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、明るく豊かな地域社会の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 会員の健康増進に関する事業
- (3) 社会奉仕に関する事業
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ●名
- (3) 会計 ●名
- (4) ●●部長 ●名
- (5) ●●部長 ●名
- (6) 監事 ●名

(役員の選任)

第7条 役員の選任は、総会において会員の承認を得て選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、●年とする。

ただし、再任を妨げないものとする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- (3) 会計は、この会の経理を担当する。
- (4) 部長は、それぞれ専門部長として行事等を担当する。
- (5) 監事は、この会の会計と業務を監査し、総会に報告する。

(会議等)

第10条 総会は、毎年度末に会長が招集し開催する。

ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

役員会は、必要に応じ随時、会長が招集し開催する。

(会 計)

第11条 この会は、会費、補助金、寄付金及びその他収入を以って運営する。

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会費は、会員一人あたり●●●●円とし、年度当初に徴収する。

附 則

この会則は、令和●年●月●日から施行する。